役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第２５条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（役員等）

第２条　この規程において、役員等とは理事、監事及び顧問をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等が、その職務のため理事会に出席したときは、報酬として日額1,000円を支給する。

２　役員等のうち、四條畷市から給与等を受けている者には、前項の報酬は支給しない。

３　役員等がその職務のために同日に開催される理事会及び評議員会に出席した際の報酬は、会議毎に報酬として1,000円を支給する。

（費用弁償）

第４条　役員等が、その職務のために市外へ出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第６条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

　　附　則

　この規程は、平成２９年６月２１日から施行する。ただし、第３条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。

　附　則

　この規程は、令和３年１２月１０日開催の評議員会において承認された定款の変更について、四條畷市長の認可を受けた日から施行する。